

令和 7 年
12 月高浜市議会定例会
議案書（追加分その 2）

議案第 83 号

高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について

次のとおり高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例を制定するものとする。

令和 7 年 1 月 17 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例（案）

（令和 7 年度における期末手当の支給割合の特例）

第 1 条 令和 7 年度に支給する期末手当に係る高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年高浜市条例第 1 号。以下「令和 7 年改正条例」という。）第 1 条の規定による改正後の高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 4 号）第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 177.5」とあるのは、「100 分の 172.5」とする。

（令和 8 年度における期末手当の支給割合の特例）

第 2 条 令和 8 年度に支給する期末手当に係る令和 7 年改正条例第 2 条の規定による改正後の高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 175」とあるのは、「100 分の 172.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

（この条例の失効）

3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

この案は、諸般の事情に鑑み、常勤特別職の職員に係る期末手当の支給割合を引き下げるためであります。